

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

改定後	現行
<p>第 37 条(本人確認)</p> <p>本取引口座の開設にあたり、弊社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」という。）所定の方法により、本人確認を行います。</p> <p>2 本取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要となった場合、又は弊社が本人確認を必要であると判断した場合、弊社は、お客様に対し、再度弊社が指定する本人確認書類の提出を要求する場合があります。かかる提出がない場合、弊社は、その裁量により当該お客様の本約款取引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、弊社は何らの責任も負わないものとします。</p> <p>第 38 条(適用法) (現行どおり)</p> <p>第 39 条(合意管轄) (現行どおり)</p> <p>第 40 条(その他) (現行どおり)</p>	<p>第 37 条(本人確認) (新 設)</p> <p>第 37 条(適用法) (省 略)</p> <p>第 38 条(合意管轄) (省 略)</p> <p>第 39 条(その他) (省 略)</p>